【原著】

明治期鳥取県教育会の結成と幹部

白 石 崇 人

The Organization and the Leaders of the Education Association of Tottori Prefecture in Meiji Era

Takato Shiraishi

はじめに

本稿の目的は、明治期鳥取県教育会の結成経緯と幹部構造とを検討し、その組織的性質を明らかにすることである。とくに指導的教員の存在に焦点をあてる。

教員という職業は、明治5 (1872) 年の学制頒布により、日本史上初めて誕生した¹⁾。教員は、国民を育成するために国家が設立した近代学校に所属して、ある程度統制されたカリキュラムによって、多くの子どもたちを一斉に教育する職業として誕生した。教員と旧師匠とは、本質的に異なる職業である。それゆえに、教員という職業が社会や地域の人々に受け入れられるまでには、時間がかかった。明治の指導的教員たちは、このような事情に対して教育関係者の力を結集し、教員の専門性・社会的地位を確立するために様々な手立てをとった。

その手立ての一つが教育会であった。教育会とは、明治から昭和戦後直後の時期において全国各地で活動し、「恒常的な運動体として教育情報を収集・循環させ、戦前の教員・教育関係者の価値観と行動様式を方向づけ、さらに地域住民の教育意識形成に大きな作用を及ぼした」とされる私立教育団体である²⁾。教育会は、明治10年代から結成され始め、明治23(1890)年時点ですでに全国700余団体・会員総計10万名以上という巨大な規模を持っていた。従来の日本教育史研究では、行政当局の御用団体と目されてあまり注目されてこなかったが、近年、独自の教員養成・研修・改良事業や教育雑誌の編集発行、行政施策の補完的機能などに注目が集まってきた³⁾。教育会は、教員や教育行政関係者などを組織化し、地域の指導的教員を中心に動員して、学校教育・社会教育・教師教育などに関する教育普及・改良事業を展開した。教育会は、戦前の全国各地に設置されていたが、その大半は戦後直後に解体されて残っていない。その組織的性質は、強いて言うと現在の校長会に近いが、校長会と教育会とは歴史的経緯が異なる。そのため、教育会を現代的観点で認識することは難しい。

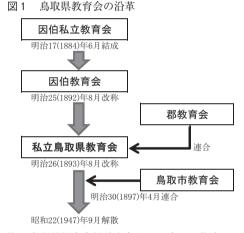
教育会の組織的傾向は、その歴史や社会的事情に応じて地域によって異なるが、大きく中央・地方・植民地教育会の3種類に分けることが一般的である。本稿で検討する鳥取県教育会は、県規模の地方教育会の一つである。各郡市にはそれぞれ郡教育会・市教育会が活動しており、その中核的な存在でもあった。しかし、鳥取県教育会の研究は、他県の教育会研究に比べてほとんど進んでおらず、誰が中心になって何をしていたかはっきりしていない。明治期の鳥取県教育会は、なぜ結成され、誰が中心になって組織を運営したか。その研究が遅れている原因は、鳥取県教育会の年史や内部史料が残っていないことや、機関誌(教育会雑誌)の欠号が目立つことなどによると思われる40。『鳥取県史』や『鳥取県教育史』には県教育会の概要が解説され

ているが、概要的・断片的内容に止まり、とくに指導的教員の動向を捉えられる叙述になっていない $^{5)}$ 。『新修鳥取市史』第5巻は、時期ごとに県教育会・市教育会の動向を叙述し、研究を一歩進めたが、やはり指導的教員の動向を踏まえたものではない $^{6)}$ 。篠村昭二の鳥取県教育史研究は、県内の指導的教員の動向を具体的に明らかにしてきたが、その研究成果を県教育会の組織的性質と結びつけるにはなお研究が必要である $^{7)}$ 。

以上の問題意識に基づいて、本稿は、現存する機関誌を主に検討し、鳥取県教育会の組織的 性質を明らかにする。まず、同教育会の目的・事業の概要を把握する。次に、同教育会の結成 経緯を整理する。最後に、明治期の幹部を務めた指導的教員を具体的に特定する。適宜、他県 や中央の教育会の事例を参照しながら検討する。なお、鳥取県教育会は、時期によって因伯私 立教育会または因伯教育会と称したが、便宜上ここでは鳥取県教育会と総称する。

1. 明治期鳥取県教育会の目的と事業―会員の協同・意見交換・交流

鳥取県教育会とはどのような団体か。基本的な沿革を示すと、図1の通りになる⁸⁾。鳥取県教育会は、明治17 (1884) 年6月に「因伯私立教育会」として結成された。明治24 (1891) 年末以降、日付・理由は不明だが「因伯教育会」を名乗るようになり、明治25 (1892) 年8月に正式に「因伯教育会」と改称した。このころまでは、個人会員によって構成される団体であった。明治26 (1893) 年8月には、「私立鳥取県教育会」に改称し、郡市教育会によって構成される教育会連合体として再編された(若干名の個人会員も入会した)。ただし、鳥取市教育会のみ連合が遅れ、明治30 (1897) 年4月の市教育会連合まで、鳥取市の会員は個人会員であった。会の呼称は、「私立」をしばしば省



注 鳥取県教育会雑誌を参照して白石が作成。

略して、単に「鳥取県教育会」と称することが多かった。

なお、昭和22 (1947) 年 9 月、鳥取県教育会は鳥取県教員組合と人員や目的が重複していたことから、存在意義を問われ、各郡市支部(郡市教育会)における投票の結果、解散した。戦後直後における教職員組合結成に伴った教育会解散は、全国的な傾向であり、鳥取県もその例にもれなかった。

教育会の目的や組織構造は、「規則」に示された。明治期鳥取県教育会では、ほぼ毎年のように規則が一部改正されており、規則の変遷を確認するだけでも難しい作業になる。全条文を確認できる明治期の規則は、次の3つしか現存していない。すなわち、「因伯私立教育会仮規則」(明治17年6月制定)⁹⁾、「因伯教育会規則」(明治25年8月改正)¹⁰⁾、「私立鳥取県教育会規則」(明治36年3月改正)である¹¹⁾。

これらの規則によると、県教育会の目的は、「会員相協同シ、相諮詢シ、以テ交誼ヲ親密ニシ、本県教育ノ進歩ヲ図ル」ことであった(第1条)。この目的規程は、明治期を通して結成以来ほとんど変わっていない¹²⁾。なお、他の教育会の結成時における目的規程を見ると、例えば大日本教育会は「本会ノ目的ハ、同志結合シテ我邦教育ノ普及改良及び上進ヲ図リ、併セテ教育上ノ施政ヲ翼賛スルニアリ」(明治16年)であり¹³⁾、広島県私立教育会は「本会ハ県下教育

ノ改良上進ヲ翼賛スルヲ以テ目的トス」(明治20年)と定めている¹⁴⁾。これらと比べると,鳥取県教育会の目的規程には、県内に範囲を限っていること、教育普及・改良という文言がないこと、会員間の相互意見交換・交流が強調されていること、施政翼賛の文言がないことなどの特徴を見出せる。なお、施政翼賛の有無については、県教育会の規則制定過程に教育行政官が関与していることから考えると(後述)、当然のことなので掲げるまでもないと判断された結果と考えられる。

この目的を達成するために、鳥取県教育会はどのような事業を展開したか。因伯私立教育会規則には、事業に類するものとして、教育演説・討議などを行う集会の開催と、教育雑誌の編集刊行とが挙げられている¹⁵⁾。このうち教育雑誌については、明治18(1884)年4月に発行された『因伯私立教育会雑誌』第1号発行が最初である。この雑誌編集・刊行は、因伯私立教育会仮規則第17条にもとづいて、「会員ノ交情ヲ親密ニシ、教育上ノ論理及実施ノ方法ヲ諮詢講究スルノ便ニ供スル」ために発行された¹⁶⁾。教育雑誌の編集刊行は、誌上交流や教育理論・方法に関する意見交換の機会を会員に提供するために始められた。その後、誌名は改題を繰り返したが、明治41(1908)年に『因伯教育』と改題して以降、安定した。

県教育会の事業が規則上で整理されたのは、明治37(1904)年3月の規則改正の時が初めてである¹⁷⁾。この時、次の5つの主要事業を定めた。すなわち、①教育学術の研究、②教育調査、③教員講習会・通俗講話会などの開設、④教育上有益な図書の刊行、⑤その他本会の目的を達するために必要な事業であった。教育学術研究は、年一回の総集会において会員や郡市教育会から提出された議題に関する討議や、機関誌における教育理論・技術や教材等の研究論説の発表などがそれに相当する。教育調査は、例えば、明治38(1905)年から明治40(1907)年にかけて、日露戦争時および戦後の県内教育施設状況の調査を行った。教員講習会については、明治34(1901)年以来、毎年8月に開催した夏期講習会や、明治40年から開設した尋常小学校正教員・准教員養成のための教員講習所がある。通俗講話会については、なかなか実施されなかったが、明治45(1912)年に県の補助を受けて準備を始め、その年末以降、各郡で活動写真・幻灯・蓄音機を使った通俗講演会を巡回開催した。教育図書の刊行については、教育会雑誌の定期的刊行も含まれていると思われるが、それ以外にも『鳥取県尋常高等小学校習字帖』(明治27年刊)、『新撰小学校習字帖』(国光社、明治34年行)、芦田恵之助『国語教授法講義』(明治43年刊、夏期講習会の筆記)、『鳥取県学事関係職員録』(明治44年刊)を刊行した。

以上のように、明治期の鳥取県教育会は、会員の協同・意見交換・交流によって、鳥取県教育の進歩を図ることを目的とした団体であった。そして、具体的には、教育研究・調査や図書雑誌の編集刊行、小学校教員対象の講習などを企画・実施した。県内では、県や県師範学校が類似の事業を行っていたが、そのほかに全県規模でこのような教育専門の事業を行う私立団体はなかった。県教育会は県や師範の事業を常に意識して報道している。また、後述の通り県・師範の人材と県教育会の幹部はかなり重複していた。これらの状況証拠と、他県の教育会が行政当局の補完的役割を果たしたこととを踏まえると¹⁸⁾、鳥取県教育会もまた、県当局・師範学校に対して補完的役割を果たしていたと考えられる。

2. 鳥取県教育会の嚆矢―因伯私立教育会の結成

(1) 師範学校教員の呼びかけによる指導的小学校教員の組織化

鳥取県教育会は、明治17 (1884) 年 6 月21日に鍛冶町光明寺 (現鳥取市) で開かれた教育関係者の会合を嚆矢とする¹⁹⁾。この会合の直前、同年 2 月に師範学校に附属小学校教員講習所が

置かれ、県内各郡から講習員を受け入れて短期間で師範教育を施していた²⁰⁾。光明寺の会合は、この講習を修了して講習員が帰郡するのを機に開かれた、別れの酒宴であった。出席者は、講習員、学務官吏、師範学校教員、醇風・遷喬小学校教員、学務委員などの合計51名であった。この会合の冒頭、朝夷六郎(東京師範中学師範学科卒、鳥取県公立師範学校教論)は、教育者の結合・親睦と教育の諮詢講究・改良進歩とを図るために、「私立教育会」の創立を持ちかけた。朝夷の提案は講習員の賛同を得られた。翌日以降、具体的な組織作りが始まった。これが、鳥取県教育会の前身である因伯私立教育会結成の最初の契機であった。

明治10年代は、全国各地で教育会の結成が見られた時期であった。最も早い時期に結成された教育会は、明治12 (1879) 年結成の東京教育会・千葉教育会である。明治16 (1883) 年には、最初の全国規模の教育会(中央教育会)である大日本教育会が結成された。大日本教育会には地方の教育関係者も多く入会し、各地域における地方教育会結成の中心人物になっていく。鳥取県の教育関係者も大日本教育会に入会した。先述の朝夷六郎は、大日本教育会結成直後の明治16年12月時点で、すでに入会している²¹⁾。なお、山本汎愛(東京師範小学師範学科卒、鳥取県公立師範学校助教諭)によれば、私立教育会結成は明治17年6月以前にも試みられたという(失敗)²²⁾。鳥取県における教育会結成は全国並みの早さであり、決して遅くなかった。

因伯私立教育会の結成は、師範学校教員の動議により、講習員の賛同を得て動き出した。なお、この際に河野通世(鳥取県学務課属)が、教育会結成の大体には賛成しながら、その組織・方法・精神を問いただして慎重に細部を詰める必要性を述べている²³⁾。教育会は、教員が中心になって結成されることが多いため、過激化する民権運動に接近しないように行政当局から警戒されていた。河野は、翌日に開かれた会議において、教育会の目的について、「学術ノ研究会ノ如キ目的」か「実地教育ヲ志向スル方法等ヲ講究スル目的」かと問いただしている²⁴⁾。例えば、教育会は後に行政方針に対する建言的役割などを求められるようになるが、このとき河野の示した選択肢には、そのような役割は含まれていない。河野の発言は、教育会結成を民権運動と切り離して、指導的教員の組織的活動を学術・教育事業内に囲い込もうとした行政当局の思惑を反映したものと考えることができる。

明治17年6月22日、鳥取師範学校に、学務吏員・師範学校教員・講習員合計29名が集まり、教育会結成に関する会議が開かれた²⁵⁾。このとき朝夷は、教育会結成の趣旨について、「[教育者の] 交誼ヲ親密ニシ、管内教育ノ気脈ヲ通ズルヲ大目的トシテ、固ヨリ理論・実地ヲ問ハズ、教育ノ道ヲ諮詢講究スルガ為」と述べた。この結成趣旨は、河野を含む満場の賛成を得ている。その後、朝夷が議長を務め、山本汎愛起草の規則綱領を審議した。このとき、会名を因伯私立教育会とし、事務所を鳥取市に置くことが決まった。その後、会員資格について審議された。山本案では相互利益と親密化とを進めるために「教育ニ直接ノ関係ヲ有スル有志者」に限定していたところ、岡斉(東京師範小学師範学科卒、鳥取師範学校教論)と河野とが提案して、会員資格者を「教育ニ関係アル有志者」にすることにした。これは、会員資格を教員に限らないということを強調した変更であろう。また、河野は、他の教育会にもあるという理由で一般会員のほかに名誉会員を設置することを推した。河野が誰を想定して名誉会員制度を推したか明確ではないが(実際に名誉会員になった者も不明)、大日本教育会名誉会員が文部大臣であったことを踏まえると、県知事などの地方行政当局の責任者を教育会に関与させようとしたものと考えられる。こうすれば、他県並みにするという表向きの効果だけでなく、教育会の権威づけにもなる。名誉会員制度は、満場一致で同意を得た。

教育会結成を提案した朝夷は、規則綱領の議事過程でも重要な役割をした²⁶⁾。月1回開催の常集会を鳥取市で開くだけでなく、各郡でも開き、そこでの議決要件を教育会事務所に通知す

るという提案をした(可決)。また、雑誌の掲載事項について、教授法だけでなく学校管理法(学校法規・設備・備品などの知識や生徒訓練法に関する領域)を加える提案をした(可決)。学校管理法は、明治12(1879)年に東京師範学校のカリキュラムに初めて取り入れられ、明治15(1882)年に教科書がまとめられて普及し始めたばかりの新しい職能分野である²⁷⁾。朝夷は、単に教育会結成を呼びかけただけでなく、県内教育関係者の交流・情報交換のための体制づくりや、教育研究の枠組みを時代に応じた形に整えようとした。朝夷は、同人社を経て東京師範学校に入り、明治11(1878)年に同校中学師範学科を卒業、その後師範学校教員や文部官僚を務めた後、鳥取師範学校教諭に着任した人物である²⁸⁾。

このような議事の後、仮規則起草委員と本会委員とが会議で選挙された²⁹⁾。仮規則起草委員には、朝夷、山本、岡、景山清風(講習員、赤崎小学校長)、羽山八百蔵(講習員、明道小学校長)の5名が選ばれた。また、事務管理の職員である本会委員には、山本、朝夷、河野、岡、松岡成喬(鳥取師範学校助教諭)の5名が選ばれた。翌日23日、仮規則起草委員が集まり、因伯私立教育会仮規則と同会議仮規則とを編纂した。いずれも「仮」なのは、朝夷の提案によって、創設に関する事項は会員の決議を経なければ施行できないと定められたからである³⁰⁾。

因伯私立教育会は、明治17年、師範学校教員(とくに東京師範学校卒業生)によって発起され、地方の指導的教員(講習員)の合意・協力を得て、県学務当局の監視・関与のもとに結成された。ただし、最初の県教育会機関誌『因伯私立教育会雑誌』第1号が結成から1年近く経ってようやく発行されたことを考えると、県教育会の起動は容易ではなかったと思われる。その間の動向は、史料が残っていないため明らかにできない。

(2) 結成時の組織・事業構想

鳥取県教育会は、結成にあたってどのように構想されたか。明治17年6月編纂の各仮規則を検討すると、大筋として、他県の教育会と同様の組織・事業を構想したことがわかる³¹⁾。ただ、次のような興味深い特徴が見出せた。

仮規則によると、会員は、教育会に教育・学術上の質問をすることができ、会議で発論や議案の決議に参加することができた(政事上の発言や会員の名誉毀損は禁止)。これらは会員の「権利」であり、その「権利」は会員間で同等であると定められている(仮規則第21条)。「権利」という言葉が何を意味しているかはもう少し研究が必要だが、「権利」という言葉で会員の権限を定めた教育会規則は全国でも珍しい。ただ、この会員の「権利」が実際にどこまで保証されたかは疑問である。教育会は会員の協同・交流を目的にしていたため、会員が定期的に集まって直接交流する常集会は重要な事業であった。また、交通手段の発達していなかった当時、各地方で開催することは目的達成のために有効である。しかし、仮規則には、常集会の地方開催については定めたが、常集会費用を本会から援助しないことが明記されていた。加えて、会場日程や議決事項などの通知義務や、政治的発言の禁止などが定められている。このような体制では、教育会が会員の交流を管理することはできても、会員の自由な交流を奨励することは十分にできない。仮規則には会員の質問・発言・討論の「権利」を定めていたが、その「権利」の実現を支える体制はまだ整っていなかったといえる。

因伯私立教育会すなわち草創期の鳥取県教育会は、教育関係者の協同・意見交換・交流によって、鳥取県教育の進歩を図ることを目的にした。しかし、会員の活動を支える十分な体制は整っていなかった。県当局の意向を受けて会員管理の制度を整えた一方で、会員に利益をどのようにもたらすかについて重大な組織的課題を抱えたまま、県教育会は結成されたといえる。以後の県教育会では、会費未納や会員活動の不活発さがよく問題に挙がり、その対策に追われ続けることになる。

3. 明治期鳥取県教育会の会員と幹部

(1) 会員の構成

鳥取県教育会の会員数はどのくらいだったか。県教育会は当初、個人会員で構成されていた。しかし、明治26 (1893) 年8月、規則改正によって、県教育会は、郡市教育会の連合体に再編された。郡市教育会とは、郡や市の単位で教育関係者を中心に集めて結成された地方教育会である。明治30 (1897) 年以降、鳥取県内1市6郡すべての郡市教育会で構成されるようになった(図1参照)。県教育会を構成した郡市教育会は表1の通りである。他県における県教育会の郡市連合教育会化は、明治30年代以降に行われる場合もあった³²⁾。鳥取県教育会の郡市教育会連合体化は、全国的にも比較的早い事例であろう³³⁾。なお、郡市教育会に属さない会員(主に県庁関係者)も若干名いた。

明治期の会員名簿は現存しておらず、会員数の報道も断続的で、その変動を継続的に把握することは容易ではない。少ない史料を整理したところ、会員数は、明治18(1885)年4月現在で約190名³⁴⁾、明治26年8月現在で508名、明治44(1911)年5月には1,523名と報告されている。郡市教育会員は、おおむね郡市役所の首長・学務担当者や小学校教員であった。郡市教育会員は県教育会員でもあったから、県教育会は、これら地域の教育を担う人々で構成されたといえる。なお、多くはないが、女性も入会したことがわかっている。

(2) 会長・副会長の人事―県教育行政責任者の就任

鳥取県教育会の会長・副会長は誰だったか。会長・副会長を判明する限りで一覧にすると、表2の通りである。表2によれば、ほとんどの会長は $1\sim2$ 年程度で交代しており、安定していなかったことがわかる。会長人事の傾向を検討すると、おおよそ、県学務の実務責任者である県視学・内務部長などが会長を務めた時期(明治 $23\sim27$ 年、 $34\sim39$ 年、42年~)と県知事が務めた時期(明治 $28\sim33$ 年、 $40\sim42$ 年)との2種類の時期に整理できる。

副会長は、会長に比べて在任期間が長く、基本的に県師範学校長が務めていた。明治40 (1907) 年8月以降は、2名体制になり、県師範学校長と県学務課長とが副会長に就くようになった。なお、明治32 (1899) 年7月から明治33 (1900) 年3月の間には、会長・副会長不在のため、大江磯吉(県師範学校附属小学校主事)が会長事務取扱委員を務めていた。この時期の幹部組織はとくに不安定であったと考えられる。

県教育会の会長・副会長には、知事や県視学などの県教育行政責任者が就いた。県教育会の 運営は、県知事を頂点にした県教育行政当局に、強く影響を受けていたことがわかる。明治期 鳥取県教育会の会長には、教員はいなかった。県教育会における教員の最高役職は副会長であっ た。副会長には、主に師範学校長が就いた。副会長副会長を長く務めた師範学校長には、小早 川潔や三橋得三、土井亀之進、矢嶋喜源次がいた。このうち、特に在任期間の長かった小早川 と土井について、その略歴を述べておこう。

小早川潔 (1858~1927) は、県視学官時代に県教育会長を4年務め、副会長・会長在任期間は合計8年間に及んだ。小早川は、明治17 (1884) 年に東京師範学校中学師範学科を卒業し、長野県で中学校・師範学校教諭を務めた後、明治21 (1888) 年に鳥取県師範学校教頭に着任した人物である (明治23年から校長)³⁵⁾。明治28 (1895) 年から茨城・岩手の師範学校長を転々とした後、明治34 (1901) 年から明治38 (1905) 年まで鳥取県視学官を務めた。

土井亀之進(1866~?)は、副会長を約6年間務めた。土井は、明治19(1886)年に東京師 範学校初等中学師範学科を卒業し、石川・兵庫の師範学校教諭や兵庫の柏原尋常中学校長を務

明治期鳥取県教育会の結成と幹部

表1 鳥取県教育会の団体構成

	年		構成員	総会員数
明治26	(1893)	年	個人会員	508名
			↓	
明治28	(1895)	年	邑美法美二郡教育会	
			八上八東智頭三郡教育会	
			高草気多二郡教育会	
			東伯教育会	不明
			汗会教育会	
			日野郡教育会	
			直接会員70余名	
			<u> </u>	1.
明治30	(1897)	年	岩美郡教育会	
			八頭郡教育会	
			気高郡教育会	
			東伯郡教育会	不明
			西伯郡教育会	
			日野郡教育会	
			郡市教育会に属さない会員80余名	
			↓	
明治32	(1899)	年	鳥取市教育会	
			岩美郡教育会	
			八頭郡教育会	
			気高郡教育会	およそ
			東伯郡教育会	700名
			西伯郡教育会	
			日野郡教育会	
			郡市教育会に属さない会員	
			↓	
	(1911)	年	同上	1,523名
明治44	(1011)			
明治44	(1311)			
明治44	(1011)			女322名)
明治44	(1011)			女322名) 鳥取市231名
明治44	(1011)			鳥取市231名 岩美郡233名
明治44	(1011)			女322名) 鳥取市231名 岩美郡233名 八頭郡211名
明治44	(1011)			女322名) 鳥取市231名 岩美郡233名 八頭郡211名 気高郡182名
明治44	(1011)			女322名) 鳥取市231名 岩美郡233名 八頭郡211名

出典 「因伯教育会第七回総集会景況」『因伯教育月報』第28号, 1893 年8月, 附録表。「特別広告」『山陰之教育』第1号, 1895年6 月, 1頁。「私立鳥取県教育会総集会記事」『山陰之教育』第23 号, 1897年4月, 7頁。「私立鳥取県教育会報告書」『山陰之教育』第48号, 1899年5月, 14頁。「私立鳥取県教育会総集会記事」『因伯教育』第194号, 1911年6月, 33頁。明治45年現在のデータは東伯郡の会員数が不明なため, 明治44年を挙げた。

表 2 鳥取県教育会の総裁・会長・副会長一覧

【総裁】

氏 名	会長在任中の職歴	在 任 期 間
告森良	県知事	明治42年5月?~?
岡喜七郎	県知事	明治43年9月~大正2年3月?

【会長】

氏 名	会長在任中の職歴	在任期間
深野一三	県第二部長(①),県知事(②)	①明治23年7月~?, ②?~明治30年11月
梶川政温	県参事官・内務部第三課長	明治24年8月~26年8月
尾越悌輔	県内務部長	明治26年8月~27年10月
野村政明	県知事	明治28年3月~29年4月
荒川義太郎	県知事	明治31年3月~32年5月
大久保利武	県知事	明治33年?月~?
小早川潔	県視学官	明治34年3月~38年3月
二宮三治郎	県視学官	明治38年3月~39年9月
山田新一郎	県知事	明治40年8月~41年3月
告森良	県知事	明治41年?月~42年5月
石津和風	県内務部長	明治42年5月~大正2年5月

【副会長】

氏 名	副会長在任中の職歴	在 任 期 間
小早川潔	県尋常師範学校教諭兼教頭, 同校長心得 (明	明治24年8月~28年7月
	治23年~),同校長(明治25年~)	
三橋得三	県尋常師範学校教諭兼校長	明治28年3月~32年7月
大江磯吉	(※会長事務取扱委員)	明治32年7月~33年3月
	県師範学校教諭兼舎監, 附属小学校主事	
安達常正	県師範学校長	明治33年?月~34年3月
土井亀之進	県師範学校長	明治35年?月~41年4月
井本満助	県学務課長	明治40年8月~大正元年12月
矢嶋喜源次	県師範学校長	明治42年5月~大正2年5月(以後会長)

出典 明治期の鳥取県教育会機関誌を通覧参照して白石が作成。

めた³⁶⁾。明治34 (1901) 年,職を辞して東京高等師範学校研究科に入学,明治35 (1902) 年高 等師範学校助教授を経て,明治36 (1903) 年から鳥取県師範学校長に着任した。著書も多い。 『実験普通教授学』(明治30年) や『実用普通心理学』(明治34年) といった教員養成用の教科書 のほか,『二宮尊徳翁道徳経済論』(明治35年) や『二宮尊徳翁報徳教の精神』(明治38年) と いった二宮尊徳・報徳思想の研究書を出版している。とくに後者の尊徳・報徳思想研究は,鳥 取県教育会副会長在任時においても続けられた。

(3) 評議員を務めた指導的教員

鳥取県教育会の運営方針は、全会員が出席できる総集会で選挙された会長・副会長・評議員 と、郡市教育会や評議員から選出された代議員とによって定められた。明治期に評議員を務め た人物は83名確認できた。女性は確認できない。

評議員経験者83名のうち、8年以上在任した者15名を一覧にしたのが表3である。表3によると、評議員の8年以上在任者は、小学校長・県師範学校教員・高等女学校教員・県視学・県

明治期鳥取県教育会の結成と幹部

表3 明治期鳥取県教育会評議員の8年以上在任者一覧(明治26~45年)

氏 名	評議員在任時の主な職歴	在任期間	評議員歴
河島兼松	M18鳥取県立師範学校高等師範学科卒,普通免許状取得 (M26), 鳥取市修徳尋常小学校長 (M28~29), 修立尋常小学校訓導兼校 長 (~ M34.4), 鳥取女子高等小学校訓導兼校長 (M34.4~ M40), 鳥取高等小学校訓導兼校長 (M41~)	明治26~45年	20年
遠藤董	表 4 参照	明治26~43年	18年
田淵達巳代	表 4 参照,普通免許状取得(M28)	明治28~45年	18年
今村寿馬	M18鳥取県立師範学校中等師範学科卒,鳥取市日新小学校訓導兼校長 (M28~29.5),普通免許状取得 (M32),鳥取市遷喬尋常小学校訓導 (~ M34.4),醇風尋常小学校訓導兼校長 (M34.4~),遷喬尋常小学校訓導兼校長 (~ M39~)	明治30~45年	16年
鈴木鐵次	表 4 参照,普通免許状取得(M26)	明治26年, 32~45年	15年
戸田信貞	小学校教員検定による免許状取得,普通免許状取得 (M28), 鳥取市立志尋常小学校長 (M28~29), 修立尋常小学校訓導兼校長 (M39~)	明治30~43年	14年
真田三六	表 4 参照	明治33~45年	13年
河尻重太郎	M23鳥取県師範学校卒,船岡尋常小学校訓導 (M23.7~),醇風尋常小学校訓導兼校長 (M34~39),鳥取県師範学校附属小学校訓導 (M40~41),鳥取中学校教諭心得 (M42~)	明治31~41年	11年
島雄益造	表 4 参照,普通免許状取得(M26)	明治35~45年	11年
田中尚	表 4 参照	明治27~37年	11年
円城寺文蔵	県学務課員(M17~ M32),県内務部員(M26~35)	明治26~34年	9年
浅沼喜雄	表 3 参照,河北高等小学校訓導兼校長($M32\sim37$),普通免許状取得 ($M32$)	明治38~45年	8年
高橋直義	尋常師範学校教諭心得 (M22~26)·教諭 (M26~41)·兼舎監 (M34~36), 奏任待遇 (M34), 尋常中学校博物学·英語学授業 方嘱託 (M22)	明治30~37年	8年
橋尾亀太郎	M23鳥取県師範学校卒, 因幡高等小学校訓導 (M23.7~), 普通免許狀取得 (M29), 尋常師範学校訓導 (M29), 気高郡視学 (M32), 岩美郡視学 (M34), 県師範学校訓導兼助教諭心得 (M35~)・教諭 (M37), 県第一中学校教諭 (M39), 県第二中学校教諭 (M40~), 県鳥取中学校教諭心得 (M41~44)・教諭 (M45~)	明治27~29年, 34~39年	8年
福原衡	表 4 参照	明治32~39年	8年

注 鳥取県教育会雑誌を通覧参照して作成。職歴は各年度の『職員録』も参照。

学務吏員であった。長年評議員を務めた小学校長の所属校は、おおよそ鳥取高等小学校、鳥取女子高等小学校、遷喬小、醇風小、修立小であった。これらは、明治42 (1909) 年に日進小が創設されるまで、鳥取市内にあった全小学校である。明治期の日進小学校校長であった松本時太郎は表3に挙がっていないが、明治42年以降、評議員を務め続けた(就任時点では鳥取高等小学校筆頭訓導)。なお、河尻・橋尾は、小学校教員から師範学校教員を経て中学校教員になったが、両名とも中学校に勤務し始めた時期から評議員を辞めている。明治期の中学校教員は、県教育会評議員を務めない傾向があった。

(4) 幹事を務めた指導的教員

鳥取県教育会の実務は、評議員の互選で選ばれた幹事が処理した(庶務・会計・編輯に分担)。 幹事は、重要会議に提出される原案などの立案を行うことが多く、極めて重要な役職だった。 では、どのような人物が幹事を務めたか。明治期の県教育会雑誌を通覧すると、幹事を務めた 人物は37名確認できる。そのうちに女性はいない。

幹事経験者37名のうち、幹事在任年数が4年以上の人物は16名いた。この16名に絞って在任期間の長い順にその職歴を整理すると、表4の通りになる。表4によると、幹事4年以上在任者の幹事在任時の主な職業は、小学校長や鳥取高等女学校教員、鳥取県師範学校教員、鳥取県師範学校教員、鳥取県師範学校教員、鳥取県師範学校教員、鳥取県師範学校教員、鳥取県師範学校教員が最も多く、とくに附属小学校に関わっていた教員が多かった。また、小学校長については、鳥取高等小学校(遠藤)、遷喬尋常小学校(梅里)、醇風尋常小学校(鈴木)の3校の校長のみが挙がっている。いずれも鳥取市の中心部にある小学校の校長であった。

幹事4年以上在任者の最終学歴は、官立師範学校卒業生(体操伝習員含む)7名、鳥取県師範学校卒業生8名(うち文部省師範学校中学校高等女学校教員検定試験合格者2名)、不明1名であった。幹事は県教育会の実務(庶務・会計・編輯)担当者であったため、県教育会の実務は、官立師範学校卒業生と鳥取県師範学校卒業生との影響を長期間にわたって受けたことがわかる。

指導的教員の事例として、幹事在任年数の長い遠藤・島雄・真田・浅沼について、以下略歴 を述べておきたい。

遠藤董 (1853~1945) は、明治8 (1875) 年に官立広島師範学校を卒業した後、小学校・高等女学校・教員養成・図書館・特殊教育(盲ろう)など、様々な教育分野の立ち上げに携わった人物である³⁷⁾。官立広島師範を卒業後、教員養成に携わっていたが、明治18 (1885)年から明治41 (1908)年まで鳥取高等小学校長を務め、以後小学校教員としてのキャリアを積み上げた。小学校長退職後、私立鳥取女学校の校長に就き、昭和8 (1933)年まで、女子中等教育の拡充に努めた。遠藤は、明治43 (1910)年に私立鳥取盲唖学校を創設したが、1940 (昭和15)年、87歳まで同校長を務め続けた。遠藤の教職者としての職歴は、明治3 (1870)年に藩校尚徳館で句読方手伝御雇を務めたのが始まりである。明治3年から昭和15年までの教職生活71年は、驚嘆に値する。なお、鳥取市教育会長も、明治33 (1900)年から明治39 (1906)年まで務めた。

島雄益造 (1870~1947) は、明治21 (1888) 年に鳥取県師範学校を卒業した後、小学校・高等女学校教員を務めた人物である³⁸⁾。初職は西伯郡弓浜高等小学校訓導であった。このときの校長は、県内有数の徳望ある指導的教員・村上龍であり、島雄は村上と飲食をともにしながら教職生活を開始した。明治27 (1894) 年に河村郡高等小学校訓導に転じ、明治30 (1897) 年には河北高等小学校長に就いた。西伯郡視学も務めたが、明治32 (1899) 年、小早川潔に招聘されて岩手県師範学校教諭心得に転任した。明治33 (1900) 年、文部省師範学校中学校高等女学校教員試験検定(いわゆる「文検」)を受け、修身科の免許状を取得している(明治35年には教育科免許状も取得)。明治35 (1902) 年に帰島し、鳥取県高等女学校筆頭教諭に着任した。その後、米子高等女学校長や私立鳥取裁縫女学校(現鳥取敬愛高等学校)の校長を務めた。明治末の人物評によると、島雄は、温厚着実でよく新刊書に親しみ、中等教員免許を取得してなお、ますます智識の啓発に努めたという³⁹⁾。

真田三六 (1876~?) は、明治30年に鳥取県師範学校を卒業した後、長年同校教員を務めた 人物である⁴⁰⁾。明治33年に「文検」を受け、教育科免許状を取得した(後に修身科免許状も取

明治期鳥取県教育会の結成と幹部

表 4 明治期鳥取県教育会幹事の 4年以上在任者一覧 (明治24~45年)

氏名	幹事在任時の主な職歴	在任期間	幹事歴
遠藤董	M8官立広島師範学校卒, 因幡高等小学校長 (M18~26), 鳥取高等小学校長 (M26~41), 鳥取高等女学校教諭 (M30~34)・同校長 (M41~S8), 鳥取文庫長 (M35~T8), 鳥取盲唖学校長 (M43~S15), 鳥取市教育会副会長 (M32.4)・会長 (M35~39)	明治24~31年, 35~41年	15年
島雄益造 (蔵)	M21鳥取県師範学校卒, M33文検修身科本試験合格, 元高等小学校訓導兼校長, 岩手県師範学校教諭兼舎監 (M32~34), 鳥取高等女学校教諭 (M35~)	明治35~40年, 42~45年	10年
真田三六	M30鳥取県師範学校卒, M33文検教育科本試験合格 (のち修身 科も 合格), 尋常 師 範 学 校 訓 導 (M32~)・助 教 論 (M34~)・教諭兼訓導 (M37~※訓導 M38まで), 兼舎監 (M38~)	明治33~37年, 39~41年	8年
浅沼喜雄	M23鳥取県師範学校卒,元高等小学校訓導兼校長,鳥取県師 範学校附属小学校訓導(M37~41),鳥取県視学(M42~)	明治38~45年	8年
松岡成喬	M16東京師範学校体操伝習員,鳥取師範学校一等助教諭(M17),同助教諭兼訓導(M22~27),県内務部学務課員(M28~32)	明治24~27年, 30~32年	7年
田淵達巳代	M22鳥取県師範卒,鳥取県師範学校訓導兼舎監心得(M33~37),兼助教諭心得(M35~40),教諭(M41~)	明治32~37年	6年
石渡省吾	千葉県師範学校卒・M34東京高等師範学校卒・M35同研究科 卒,鳥取県師範学校教諭兼附属小学校主事 (M39~※附小主 事 M41まで)	明治40~45年	6年
田中尚	M7東京師範学校小学師範学科卒,尋常師範学校・尋常中学校 助教諭 (M17~※中学 M22まで)・兼舎監 (M28~30)・教諭 (M32~40)	明治28~31年, 33年	5年
熱海安吉	宮城県師範学校卒・M36東京高等師範学校卒,鳥取県師範学校教諭兼附属小学校主事(M41~)	明治41~45年	5年
大江磯吉	M24高等師範学校卒,鳥取県尋常師範学校教諭(M28~33)・ 兼附属小学校主事(M29~33)・兼舎監(M32~33)	明治29~32年	4年
梅里哲二	M18鳥取県立師範学校高等師範学科卒,鳥取市三育尋常小学校長 (M29),遷喬尋常小学校長 (M32),県第一中学校教諭心得兼舎監心得 (M36~40※舎監 M37まで)	明治32~35年	4年
小林多賀蔵	M29鳥取県師範学校卒,岩美郡倉田小学校訓導 (M29.5),県師範学校助教諭 (M33~34),県第一中学校教諭兼師範学校訓導 (M35~39)	明治33~36年	4年
福原衡	M10東京師範学校小学師範学科卒,文検試験検定合格により 算術科・化学科免許状取得 (M19)・無試験により教育科免許 状取得 (M26),鳥取県地方視学 (M30~39),西伯郡立高等 女学校長兼教諭 (M40~米子高等女学校長~T2)	明治36~39年	4年
鈴木鐵次	M18鳥取県立師範学校高等師範学科卒,尋常師範学校訓導(M22~27),八上高等小学校長(M28),県地方視学(M30~41),醇風尋常小学校長(M43~)	明治40~41年, 43~44年	4年
松田精一	鳥取県視学(M40~)	明治42~45年	4年
入江澄	M23鳥取県師範学校卒,元尋常高等小学校訓導・郡視学,鳥取県内務部属(M41~45),気高郡長(T2~)	明治42~45年	4年

注 鳥取県教育会機関誌を通覧参照して作成。職歴は次を参照。『職員録』『日本之小学教師』各年度。 『官報』第4991・5003号。『因伯教育』附録の鳥取県学事関係職員録(1907・8・13年度分)。鳥取県 師範学校『鳥取県師範学校一覧』1910年。塩田健夫『遠藤董と盲・ろう教育』今井書店,2008年。

得)。明治32年から県師範附属小学校訓導を務め、明治34年に助教諭兼任、明治35年に舎監を兼任した。明治37 (1904) 年に教諭に昇進し、明治38年から教諭専任になった。県教育会においても熱心な活動を展開し、とくに明治33年から8年間、編輯幹事を務めて雑誌の維持改良に努めた。自身で筆を執ることも多く、極めて論理的な教育論説を多く発表した。「実効的教育」という言葉を好んで使い、教育現場における実地的教育研究の推進を強く求めていた。大正8 (1919) 年には師範学校附属小学校主事になり、翌年県視学、大正13 (1924) 年には倉吉高等女学校(現倉吉西高等学校)の校長に着任した。

浅沼喜雄 (1872~1946) は、明治23 (1890) 年に鳥取県師範学校を卒業した後、小学校教員・県視学・郡長を務めた人物である⁴¹⁾。浅沼は初め弓浜高等小学校に招かれ、島雄と同様に村上龍校長の薫陶を受けた。その後、三育小・遷喬小などで教鞭を執った後、河北高等小学校訓導兼校長を務めた。明治37年、鳥取師範に招かれ、附属小学校訓導に昇進する。明治42 (1909) 年には、鳥取県視学に就いた。大正4 (1915) 年から、気高郡長、東伯郡長、西伯郡長、岩美郡長を歴任して、大正15 (1926) 年の郡制廃止と同時に退官した。その後、昭和信用組合長・鳥取購買組合長・因幡水産会長・鳥取会長などを歴任し、実業界でも活躍した。

県教育会幹事を長年勤めた教員を特定してみると、全員男性で県師範学校教員や鳥取市中心部の小学校長が多かった。また、官立師範卒業生または鳥取県師範卒業生が多かった。彼らの実像を見ると、遠藤のように鳥取県教育の様々な分野を立ち上げたり、浅沼のように小学校教員としての実績を積み上げて附小訓導や県視学にまで上り詰めたりした実力派の小学校教員や、島雄や真田のように、超難関と言われた「文検」(合格率1割前後⁴²⁾)に合格してなお学び続けた勤勉な中等教員などが、長年幹事を務めていた。以上のように、鳥取県教育会の実務は、師範学校という小学校教員養成の正系ルートを出てなお、自己研鑽に努め続けた実力ある師範卒教員たちによって切り盛りされたといえる。

おわりに

以上、明治期鳥取県教育会の結成経緯と幹部構成を取り上げて、その組織的性質を明らかにしてきた。明治期鳥取県教育会は、県庁・県師範学校を後ろ盾にしながら、師範・小学校・高等女学校教員と県教育行政官とによって運営された。長年幹事を務めた教員を特定してみると、長年教職経験を積み、実力を発揮して出世し、免許取得後なお自己研鑽に務め続けた地域の指導的立場に立つ教員が見出せる。県教育会の実質的な運営は、このような実績と自己研鑽の習慣の身についた指導的教員によって主に担われていた。県教育会は、郡市教育会、さらにはその会員である地域の小学校教員や教育行政関係者を協同・意見交換・交流させて、県教育の進歩に関する諸事業に動員しようとした。その事業は、県庁や師範学校の事業の補完的役割を果たしていたと考えられるが、補完に限らない役割をも果たしたかどうかについては、今後、事例ごとに詳細に検討していく必要がある。今後の課題である。

県教育会の嚆矢である因伯私立教育会は、県教育行政官の監視のもとに、官立東京師範卒の 県師範学校教諭が中心になって、師範学校附属小学校教員講習所の講習を受けた地域の指導的 教員の合意形成を経て結成された。因伯私立教育会は、結成にあたって、会員の質問・発言・ 討論の「権利」を実現することを構想していた。仮規則に記された「権利」という言葉がどの ような意味で使われたか今後検討する必要があるが、文字通りの意味で捉えれば、会員が県教 育の進歩に参加する主体になることを求めた構想を含む言葉と言える。つまり、因伯私立教育 会は、会員である各地域の小学校教員や教育行政関係者を、県教育を進歩させる主体に位置づ けようとした可能性がある。

因伯私立教育会仮規則を起草したのは山本汎愛であり、その制定にむけて指導性を発揮したのは朝夷六郎であった。両名ともに官立東京師範学校卒業生である。また、この仮規則に合意した師範学校附属小学校教員講習所の講習員は、各地域から出向していた小学校教員であり、講習後、地元に戻って講習結果を還元する役割を果たす指導的教員であった。山本・朝夷は、どのような思想的背景と意図をもってこの仮規則を起草したか。仮規則は、地域の指導的小学校教員にどのような影響を与えたか。他県ではこのような事例はあったか。教育会史研究の課題は尽きない。

※ 本稿は、新鳥取県史編さん事業の一部であるブックレット執筆の副産物である。史料収集においては 鳥取県立公文書館・鳥取県立図書館の多大な協力を得た。ここに記して感謝する。

注

- 1) 寺崎昌男・前田一男編『歴史の中の教師 I 目本の教師22. ぎょうせい, 1993年。
- 2) 梶山雅史「教育会史研究へのいざない」梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会,2007年,28 頁。
- 3) 教育史学会では、第49回大会(2005年)から第58回大会(2014年)まで毎回、教育会史研究に関するコロキウムが組まれてきた。研究動向については、次を参照のこと。梶山雅史編『近代日本教育会史研究』学術出版会、2007年。梶山雅史編『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、2010年。拙稿「明治期大日本教育会・帝国教育会の教員改良―資質向上への指導的教員の動員」学位論文、広島大学、2013年。
- 4) 鳥取県教育会の機関誌は、鳥取県立図書館郷土資料室に多く所蔵されている。東京大学教育学部図書室、筑波大学附属図書館などにも一部所蔵されている。
- 5) 鳥取県教育史編纂委員会『鳥取県教育史』鳥取県教育委員会,1957年。鳥取県『鳥取県史』近代第4巻,鳥取県,1969年。
- 6) 鳥取市『新修鳥取市史』第5巻、鳥取市、2009年。
- 7) たとえば次の研究。篠村昭二『鳥取教育百年史余話』上巻, 県政新聞社, 1976年。篠村昭二『鳥取師 範物語』富士書店, 1992年。なお, 大正・昭和期の鳥取県教育会については, 篠村昭二『とっとり教 育事情』(今井書店鳥取出版企画室, 2011年) において批判的に検討されている。
- 8) 以下、明治~昭和期の鳥取県教育会の機関誌を通覧して概要を把握した。
- 9)「本会記事」『因伯私立教育会雑誌』第1号, 1885年4月, 5頁裏。
- 10) 「因伯教育会規則」 『因伯教育月報』 第17号,1892年9月,附録。
- 11)「私立鳥取県教育会規則」『鳥取県教育雑誌』第130号, 1906年3月, 附録裏。
- 12) ただし、明治17年の仮規則では「交誼」の文字が「交冝」と表記されている。
- 13) 帝国教育会『帝国教育会五十年史』帝国教育会, 1933年, 18頁。
- 14) 広島県教育会『広島県教育会五十年史』広島県教育会、1941年、7頁。
- 15)「本会記事」, 『因伯私立教育会雑誌』第1号, 因伯私立教育会, 1885年4月, 5頁裏。
- 16) 『因伯私立教育会雑誌』第1号,凡例。
- 17) 「私立鳥取県教育会第十八回総集会」『鳥取県教育雑誌』第106号, 私立鳥取県教育会, 1904年3月, 巻頭附録。なお, 規則中の事業規程は, 大正2年に改訂された。
- 18) 他県の地方教育会もおおよそ行政当局の補完的役割を果たしたと考えられている (渡部宗助『府県教育会に関する歴史的研究―資料と解説』平成2年度文部省科学研究費 (一般研究 (C) 研究成果報告書,1991年)。
- 19)「本会記事」前掲注9). 1 頁表裏。現在の光明寺は鍛冶町に隣接する寺町にある。
- 20) 鳥取県師範学校『鳥取県師範学校一覧』, 1902年, 2~3頁。
- 21) 「大日本教育会会員姓名」 『大日本教育会雑誌』 第2号, 大日本教育会, 1883年12月, 附録裏。
- 22)「本会記事」前掲注9), 1頁表裏。
- 23)「本会記事」前掲注9), 1頁裏。

- 24)「本会記事」前掲注9), 2頁表。
- 25)「本会記事」前掲注9), 2頁表裏。
- 26)「本会記事」前掲注9)、3頁裏~4頁表。
- 27) 水原克敏『近代日本教員養成史研究―教育者精神主義の確立過程』風間書房, 1990年。
- 28)「高等師範学校教授朝夷六郎君小伝」『日本之小学教師』第2巻第17号, 1900年6月, 40~41頁。
- 29)「本会記事」前掲注9), 5頁表裏。
- 30)「本会記事」前掲注9), 5頁表。
- 31)「本会記事」前掲注9), 5頁裏~7頁裏。
- 32) 茨城県教育会は、明治33年に各郡教育会と連合して県教育会とは別に茨城県連合教育会を設けた。県教育会の組織を郡市教育会の連合体にしたのは、明治41年のことである(山田恵吾「地方教育会雑誌からみる教員社会」梶山雅史編『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、2010年、197~228頁)。
- 33) 郡市教育会連合の全国調査はまだ行われていないため、鳥取の事例がどの程度早いかは不明。
- 34) 「広告」前掲注9), 27頁表。
- 35) 信濃教育会『教育功労者列伝』信濃教育会, 1935年, 53~54頁。
- 36) 教育実成会編『明治聖代教育家銘鑑』第1編,教育実成会,1912年,156頁。
- 37) 塩田健夫『遠藤董と盲・ろう教育』今井書店,2008年。名の「董」の読みは,「ただす」と読む先行研究が多いが、遺族・縁者によると「ただし」と読むという。
- 38) 斎木織三郎編『大日本現代教育家銘鑑』第2輯, 教育実成会, 1042頁。
- 39) 斎木, 同前。
- 40) 奥田信義編『帝国現代人物誌』続編, 東亜出版協会, 1936年, 150~151頁。
- 41) 金田進『鳥取県百傑伝—近代百年』山陰評論社, 1970年, 201~206頁。
- 42) 寺崎昌男・「文検」研究会編『「文検」の研究』学文社、1997年、263頁。

一平成26年10月15日 受理—